

第12章 緑化推進

1 緑の保全

「みどり」は四季を通じてさまざまな表情を見せ、私たちの心をなごませてくれます。また、気象の改変、大気浄化、騒音の防止、災害防止等さまざまな効果をもっています。

幸い本市は自然環境に恵まれ、身近に「みどり」に接することができますので、この「みどり」を残し、さらには広げていく運動を続けていきます。

・八千代市ふるさとの緑を守る条例（昭和50年4月1日制定）

この条例は良好な自然環境を保全するとともに、健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりを推進するものです。

・環境保全林等

良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するために健康な樹林や樹容のすぐれた樹木を「環境保全林」又は「保存樹木」として指定しています。

（令和3年3月31日現在）

区 分	箇所・本数	面 積
環境保全林	7箇所	23,588 m ²
保存樹木	73本	——

○指定基準

環境保全林・・・市街化区域内の樹林・神社・寺院等の樹林で面積が500m²以上を有するもの。

保 存 樹 木・・・環境保全林以外の樹木であって、原則として幹回り1.2m以上、または高さ10m以上の名木・巨木

・市民の森、子供の森、小鳥の森

環境保全林の考えをさらに発展させたものが「市民の森」、「子供の森」あるいは「小鳥の森」です。

今ある樹木をできる限り保存し、遊歩道やベンチなどの最少限度の施設を設けて市民のいこいや散策の場とし、また子どもの遊び場や小鳥の観察の場として広く市民に開放しているものです。

このうち、都市計画の位置付けのある森は恒久的な緑の確保を目的に順次用地を取得しています。その他の森は土地所有者よりお借りし、いずれも市において管理しています。

都市公園等施設状況

区 分		箇所数	面 積(m ²)	備 考
都 市 公 園	街区公園	273	259,185	
	近隣公園	11	185,024	
	地区公園	1	43,758	
	総合公園	1	108,291	
	運動公園	1	130,612	
	都市緑地	45	261,889	市民の森等8箇所含む
	緑 地	18	4,271	
	緑 道	8	2,346	
	小 計	358	995,376	
そ の 他	児童遊園	1	1,001	
	市民の森	2	10,916	
	見 本 園	1	7,965	
	そ の 他	2	6,002	
	小 計	6	25,884	
合 計		364	1,021,260	

市民1人当たり都市公園等施設面積 5.10m² (令和3年3月31日現在)

2 緑化の推進

・開発行為における公園設置

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為において開発区域内に設置すべき公園、緑地または広場の面積を開発区域の面積及び予定建築物等の用途に応じ、開発区域面積の3%～6%の割合で設置することとしています。

・公共施設の緑化

公園、河川、道路、学校、保育園、その他の公共施設には緑化基準があり、これに従って可能な限り樹木を植栽しています。植栽する木は市の特性と実情に合ったものを選んで植栽しています。

また、市民の利用の多い施設には花壇やフラワーポットを設置し、四季折々の花を植えています。

・緑化協定

皆さんの住む地域を緑に包まれた潤いある快適な街にしようとするときに土地所有者等が緑化に関する共通の目標を定め、その達成に努めることにより街の美観、生活環境の改善等を図ろうという制度が緑化協定です。

令和2年度末現在の協定締結件数は486件となっており、次のようなものがあります。

① 工場の緑化

敷地面積500㎡以上の工場は市と緑化協定を結び、既設の工場は敷地面積の10%以上、新設の工場は20%以上の緑地を創出し、公害防止の機能を持つ緑化に努めることとしています。

② 建築物の緑化

敷地面積500㎡以上の娯楽施設、スポーツ施設、店舗など工場以外の建築物は接道部を重点に緑地を配置し、景観を重視した緑化に努めています。

③ 住宅用地における緑化

敷地面積500㎡以上の住宅を建設する事業者は市と緑化協定を結び、宅地にあつては接道部等を1m当たり3本の生垣化、集合住宅にあつては建ぺい空地面積の20%以上を緑化することとしています。

・(公財)八千代市環境緑化公社

緑の都市宣言の推進母体として発足した公益財団法人です。令和2年度事業は、市民の自発的な緑化活動を奨励するため、花いっぱい事業を行う市民団体(8件)に助成金を交付しました。

このほか、緑の保全・緑化推進の普及事業として機関紙(46,000部)を発行し自治会を通じて配布、新築住宅入居者に市の花であるバラの苗木13本を配布、年4回の緑の講習会、月1回の緑の相談のほか写真コンクールなどの実施、ボランティア団体育成・援助事業として、自治会等の市民団体、延べ189団体に年2回、2種類の花苗58,000本の無料配布などを実施したほか、市民ボランティアの方々と一緒に村上緑地公園に彼岸花の球根を植栽しました。

また、良好な環境を維持するための事業として、空き地や駐車場などの草刈り業務99件を実施し、市民の良好な生活環境の維持に努めました。

※令和3年4月1日より(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団と合併し、(公財)八千代市地域振興財団となっております。

・八千代市緑の基本計画

都市緑地法により平成27年度を基準とした概ね20年の期間を設定し、将来の緑地の保全や都市緑化の推進、公園緑地の適切な配置や維持管理、生物多様性の保全など、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

「緑の都市宣言」

私たちは、先祖が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。この豊かな自然環境こそ私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと念願する。

そのため私たち八千代市民は、失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、緑に囲まれ安らぎと潤いのある、健康的で人間が住むにふさわしい街づくりをすることを誓い、八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和62年5月23日

八千代市

3 八千代市第2次環境保全計画の進捗状況

八千代市第2次環境保全計画の進捗状況

環境指標	基準年度値	現状値	目標値
	平成27年度 (2015年)	令和2年度 (2020年)	令和2年度 (2020年)
環境美化ボランティア制度実施公園数	57箇所	66箇所	82箇所
都市公園の面積	964,027 m ²	995,376 m ²	1,020,000 m ²
エコファーマー戸数	109件	116件	114件